

□平成 20 年岩手・宮城内陸地震からの 復興計画策定に当たって

栗原市企画部企画課 課長補佐
(震災復興対策室事務局長補佐)

伊藤 郁也

栗原市は

栗原市は平成 17 年 4 月 1 日、10 力町村の合併により誕生しました。面積は 804.93 平方キロメートルと、宮城県内最大の面積を有し、東北地方のほぼ中央、宮城県の内陸北西部に位置し、全面積の約 6 割が森林や原野、約 2 割が田畑で占められている、岩手・秋田両県に接する自然豊かなまちです。人口は約 7 万 7 千人であり、年々人口の減少が続いています。

栗原市への交通アクセスとしては、東北新幹線「くりこま高原駅」が設置されており、東京駅から 2 時間 30 分、仙台市からは 25 分の所要時間となります。また、高速道路である東北縦貫自動車道のインターチェンジが 2 カ所設置されており、高速交通体系に恵まれています。

栗原市の防災対策

震災前の防災対策ですが、平成 19 年 3 月「栗原市総合計画」並びに「栗原市地域防災計画」を策定し、「安心・安全なまちづくり」

を推進しています。

ハード面の整備としては、市の防災対策等の拠点として、指令センター・防災センターを備えた「栗原市消防庁舎」が平成 19 年 4 月に完成し、消防職員の活動を支援しています。

ソフト面の整備としては、平成 17 年 10 月から、現役警察官の「危機管理監」を配置しており、警察との協力関係を密接に行っているほか、自助、共助、公助の観点から、行政区ごとに「自主防災組織」の設立を推進しています。現在は、255 の行政区のうち、252 の組織が設置されており、残った 3 地区においても、今年度中の設立を目指しています。

また、今回の震災において、非常に有効に機能したのが、災害時の各種協定です。

「相互応援協定」を締結していた各自治体や、「災害時支援協定」を締結していた民間事業者から、物心両面で多大な支援を受け、震災直後の長く続いた混乱を乗り越えることができました。

平成 20 年岩手・宮城内陸地震の概要

平成 20 年 6 月 14 日、午前 8 時 43 分に、岩手・宮城内陸地震が発生しました。

震源地は岩手県内陸南部、震源の深さは約 8km、地震の規模はマグニチュード 7.2、市内各地の震度は、最大で震度 6 強、大きな被害を受けた栗駒・花山地区が震度 6 弱を観測し、市内全域で強い揺れが観測されました。

余震は 10 月 20 日までの間に 609 回を数え、最大の余震は、発生から約 40 分後の午前 9 時 20 分頃で、震度 4 が観測されました。

地震は、岩手・秋田県境の栗駒・花山地区の山間地に被害が集中し、その被害には大きな特徴が 3 つあげられます。ひとつは地盤地震であり、大規模な山の崩壊や、地すべり、土石流などが多数発生し、山容が大きく変貌しました。

2 つめは土砂ダムの発生です。山地崩落等により、花山地区においては、7 つの河道閉塞(土砂ダム)が発生し現在も「水との闘い」が続いています。

3 つ目は、被災場所が山間部に集中したことから集落が孤立し、道路の寸断による状況把握が困難を極めたことから、孤立集落との通信手段の確保が必要でした。

地震被害の状況

震災による栗原市の被害状況ですが、亡くなった方 13 人、行方不明者 6 人、重傷者 28 人、軽傷者 152 人、住家被害としては、り災証明の全壊から一部損壊までで 1,569 棟が被害を受けました。

被災者の復興事業等を実施するうえで、この住家被害におけるり災証明は大きな意味合いを持つこととなります。被災者生活再建支援法では、住家の再建が欠かせないということから、住宅の再建にも支援金が支給されることになっており、現在は大規模半壊以上の世帯に、追加支援金として最高 200 万円まで支給されることになっています。

被災者の方を支援するに当たり、その被害状況を測定する「ものさし」が、他にないことから、栗原市の支援、さらには義援金の配分においても、住家の「り災証明書」の被害区分で各種支援を実施することになり、「り災証明書」の判定結果には大きな不満が伴うことになりました。

被災者への支援

被災から 1 カ月後、震災からの復興に向け、組織横断的な取り組みを図るため、副市長を本部長とし、「栗原市震災復興対策本部」が設置されるとともに、企画部内に職員 4 人体制で「震災復興対策室事務局」が設置されました。

それまで私は、地域防災計画における企画部業務として、報道機関対応に当たっていましたが、直接的な震災業務は行っていませんでしたので、「何から手を付ければいいのか」と、漠然としてましたが、それも束の間で、「復興」と少しでも名の付く業務は、ほとんどが復興対策室事務局へ問い合わせされる状況になりました。そんな中、事務局が真っ先に取り組んだのは、被災者支援の取りまとめです。

被災当時は全てが混乱しておりましたが、被災後 1 カ月を経過し、ライフラインもある程度復旧が進むと、被災者の方々は、これからの生活を考えられる時期になり、そのための相談が多く市に寄せられ始めました。ところが、それまで、現場で被災者の方々に対応している職員は、それぞれの役割に忙殺されており、情報が一元化されていない状況でした。

例えば、市民生活部の職員は、避難所での対応、健康管理、生活支援などの情報であり、建設部の職員は、道路、河川等の応急復旧、民家の応急危険度判定業務等の情報など、それぞれの立場で業務が行われており、その際の情報はそれぞれの所管部署だけが把握していました。

被災者への支援を実施するにあたり、はじめに行ったのは、こうした各所管部に寄せられている、被災者の意見や要望に対して、どのような形で応えていけるのか、それぞれ、各所管に具体的な支援内容に加え、想定される対象者や予算額、対象期間などを記載する事業調書の提出を依頼し、具体的な支援策について協議しました。

その結果、災害時における既存の支援策を含め、76 項目の支援策を取りまとめ、9 月 1 日の広報くりはら別冊版として「平成 20 年岩手・宮城内陸地震被災者支援のお知らせ」を、市内全戸に配布しております。

76 項目の支援内容は、各種税目や水道料、保育料等の減免を行った「経済・生活面の支援」、宅地の復旧助成等を行った「住まいの確保・再建のための支援」、農林漁業施設の復旧助成等を行った「農林漁業者、中小企業等への支援」などです。



被災者支援の申請受付

被災者支援策の取りまとめと共に、その受付方法等についても検討を重ねました。

栗原市は高齢者の方々も多く、また支援策や申請方法も多岐にわたることが予想されることに加え、その申請書類、関係の諸証明書類が複数必要となることから、あらかじめ、その解決方法について協議を行うことが必要でした。そのため、関係所管課の課長補佐、係長 23 名で構成する「被災者相談、申請受付等検討ワーキングチーム」を設置し検討を重ねました。

その結果、10 カ所の「総合支所」に、相談から申請受付を完結するためのワンストップ体制の相談・申請受付窓口を設置するとともに、被災者情報の一元化を図るため「被災者支援における相談記録票」と「被災者支援システム」を統一化し、情報の一元化

を図ることにしました。

また、特に被害の大きかった栗駒地区と花山地区において、被災された世帯に個別通知を行い、総合支所において、職員の班体制による集中相談・申請受付を実施しました。集中相談の実績として、10日間の期間中に358件の相談、申請の受付が行われています。

生活の大きな糧義援金

今回の震災で、全国各地の多くの皆様から、心のこもった義援金が寄せられました。この場をお借りしまして、あらためて御礼申し上げます。ありがとうございました。

義援金につきましては、宮城県に寄せられたものから栗原市に配分された義援金と、直接栗原市に寄せられた義援金になります。宮城県から配分されました義援金は、総額11億2千万円、栗原市に寄せられたのは2億7千万円、合わせて13億9千万円が被災者の方々に配分されています。

義援金の配分は、義援金配分委員会が設置され配分されることとなりますが、宮城県配分委員会では、人的被害と住家被害のほか、市枠配分として市の自由裁量で配分できるメニューが提示されました。栗原市の配分委員会(栗原市社会福祉協議会設置)では、この市枠配分メニューに基づき、最終的には19のメニューを決定し、被災された方々に配分されています。この義援金は、今でも被災された方々の、生活の大きな糧となっています。

※市枠配分メニュー

- ・ 宅地被害見舞金、長期避難世帯見舞金、小規模事業所被災見舞金、離職者見舞金、集落再生住宅再建見舞金、観光施設被災見舞金など

震災復興計画の策定体制について

栗原市震災復興計画の策定作業に着手できたのは、被災者の方々に対する支援を最優先としたため、平成20年12月に入ってからです。しかしながら、それまで取り組んできた、被災者の方々との意見交換等が、震災復興計画策定の礎となっています。

被災者支援の取り組みから、栗原市の復興には、「被災者の生活再建」「産業・経済の再建」「集落の再生」「被災経験を生かした防災のまちづくり」の4項目が重要であると捉え、それぞれの項目ごとに庁内の課長補佐、係長級職員による3つのワークショップを設置し、復興への方向性について協議を重ねました。

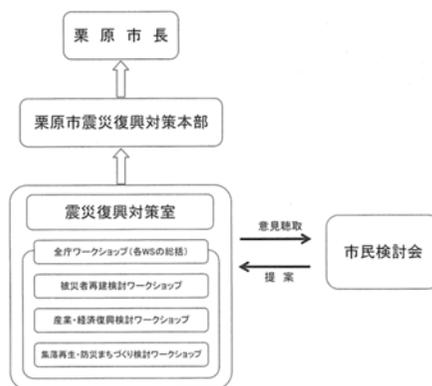
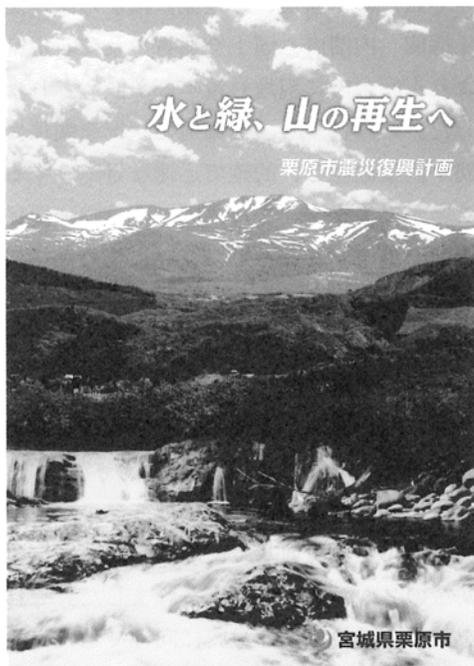
なお、ワークショップにおける協議では、甚大な被害を受けた、平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興を目指すため、得たものを活かす(震災経験・地域コミュニティの結束)、予てからの課題を解決する(過疎化・高齢化・産業の振興)、地震により失われたものを復旧する(個人・公有等の財産)、新しい価値の創造(人が集い交流が盛んな地としての価値を創出する)を視点として取り組みました。

また、ワークショップでは、震災から半年を経過した時点で、被災者の方々に改めて

現状や、意見を伺いたいと考え、アンケート調査を実施し、被災者の現状把握を行い、計画策定の作業を行っています。

その後、いずれも庁内組織ですが、計画における各ワークショップの整合性や、基本方向の確認等を全庁ワークショップで行い、原案を策定後、震災復興対策本部等でさらに検討修正を加え、計画素案の策定を行っていきました。

その間、計画素案を原案として、被災者の方々に組織した復興の会の代表者の方など市民9名で構成する「市民検討会」を設置し、4回に及ぶ会議の中で、計画案に対するご意見をいただき、その意見をもとに震災復興対策本部でさらに検討・修正を加え、平成21年3月19日に栗原市震災復興計画が策定されました。



栗原市震災復興計画策定フロー

水と緑、山の再生へ

栗原市震災復興計画は、栗原市の美しく豊かな自然の象徴である「栗駒山」とその「清流」に大きな被害が発生したことから、「水と緑、山の再生へ」をスローガンに掲げ、計画の基本目標を「市民生活の再生」「産業・経済の再建」「防災のまちづくり」として、10年間の長期的視野に立ちながら、一体的な復興に取り組むべく策定しました。

震災の被害から一日も早く復興し、復興計画が目指す「水と緑、山の再生」を実現するためには、行政だけの力では実現が困難です。復興の過程において、市民の皆さんが希望・目標を共有し、持ち続けていくことが重要であり、企業・団体等も参画し、相互の役割に応じて、協働による取り組みを進めることが必要だと考えています。

栗原市は今後も、この計画に掲げた事業を実施に移し、着実に計画を進めていきたいと考えています。